

ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル協議会
関係医療機関 管理責任者 様

ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル協議会
会長 宮地 正彦

令和8年度診療報酬改定「電子的診療情報連携体制整備加算」の対応状況について (第3報)

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。当会の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年6月の診療報酬改定において新設された「電子的診療情報連携体制整備加算」に関しまして、厚生労働省より最新の疑義解釈が発出されました。

これにより、これまで地方厚生局への照会等を通じて確認してきた施設基準の解釈が明確となりました。これまでの想定より「活用実績」や「掲示範囲」が厳格に定義されておりますので、令和8年6月19日時点での最終的な確定事項として以下の通り御報告申し上げます。

なお、本加算の届出にあたっては、各医療機関の責任において、適切に御判断・御記載いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 別紙FAQの更新について

「活用実績に関する要件」や「施設内掲示物の要件」等、新たに明確になった点についてFAQを更新いたしました。必ず御確認ください。

2. 内容およびお問い合わせについて

- (1) 「施設基準届出記載例」につきましては、前回提示したものから内容に変更はございません。
- (2) 施設内掲示物の例を添付しておりますが、「共有している実績のある保険医療機関の名称」については、各施設で実際に診療情報の閲覧・共有実績がある機関を掲載する必要があります。共有実績の有無は各医療機関の運用状況により異なるため、各医療機関の責任において作成（概ね3ヶ月に1回更新）をお願いいたします。
- (3) 本事項に関する「よくあるご質問（FAQ）」は、当協議会ウェブサイトにも掲載しております。お問い合わせに際しましては、事前に当該ページを必ず御参照ください。
(https://www.fujinokuni-net.jp/information_medical/)

担 当：静岡県立総合病院情報企画室 伊藤・三ツ岡
電 話：054-247-6111（代表）
メール：fujinokuni-net@i.shizuoka-pho.jp

※令和8年6月19日更新版
※更新・追記部分は赤字で記載しています。
※より詳細については、厚生労働省疑義解釈通知を参照してください。

よくあるご質問(FAQ)

【制度全般・要件に関する質問】

Q1. 「ふじのくにねっと」は、国が定める加算要件の「地域医療連携ネットワーク」に該当しますか？

A1. はい。事務局にて地方厚生局へ確認を行い、本ネットワークが加算要件（施設基準）に適合している旨の回答を得ております。

Q2. 「ふじのくにねっと」に加入していれば、自動的に加算を算定できますか？

A2. いいえ、加入のみでは算定できません。本加算の算定には、ネットワークへの加入に加え、「診療情報提供料（I）の検査・画像情報提供加算又は電子的診療情報評価料の施設基準の届出」と「ネットワークに参加していること及び実際に患者の情報を共有している実績のある保険医療機関の名称」を見やすい場所に掲示することを満たす必要があります。

Q3. 「ふじのくにねっと」に加入済みですが、まだ他保険医療機関との情報共有の実績が1件もありません。この状態で算定（届出）は可能ですか？

A3. 令和8年5月29日付け事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その7）」（以下、疑義解釈（その7）とする）において、「少なくとも概ね2月に1回以上は診療情報の閲覧又は共有を行うこと」とされております。なお、「ただし、当該ネットワークに加入した月からその3月後まではこの限りでない」とされています。

Q4. 施設に掲示する「ネットワークに参加していること」の表示は配布していますか。

A4. 添付のとおり配布しております。適宜ご活用ください。

Q5. 施設に掲示する「共有している実績のある保険医療機関の名称」とは、ネットワークの全参加保険医療機関を載せるのですか？それとも自施設とやり取りのあった保険医療機関のみですか？

A5. 疑義解釈（その7）において、「当該保険医療機関が診療情報を共有又は閲覧している実績のある全ての保険医療機関の名称を掲載すること」とされています。そのため、代表的な機関のみの掲載は認められず、実績のある全ての機関を掲載する必要があります。共有実績は各施設ごとに異なるため、事務局で掲示物を一括作成することはできません。自施設の実績に基づき、各医療機関にて作成・更新してください。

Q6. 院内掲示の更新頻度はどの程度で行う必要がありますか？

A6. 疑義解釈（その7）において、「概ね3月に1回、定期的に更新すること」とされています。なお、当該ネットワークに加入した月からその3月後までは、共有実績ができた段階で速やかに掲載することとして差し支えないとされています。

【届出事務に関する質問】

Q8. 届出書に記載する情報はどこで確認できますか。

A8. 添付のとおり記載してください。(様式14の2について追記しました)

Q9. 届出書における「登録患者数」と「新規登録患者数」は両方の記載が必要ですか？

A9. 厚生局より、「いずれか片方の記載のみで差し支えない。『登録患者数』の定義（同意を得た患者数に限定されるか否か等）については現在本省へ照会中であるが、「ふじのくにねっと」全体としての患者数は要件を十分に満たしていると考えられる。届出書への記載数がどうであれ、要件から外れることにはならないので、現時点では、HPや記載例にあるような事務局で把握している患者数を記載してご提出いただければよい。」との回答がありました。

Q10. 届出書に記載する数値（患者数等）は、いつ時点のデータを用いればよいですか？

A10. 令和8年5月21日付け事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その6）」において、「登録患者数及び年間新規登録患者数はウェブサイトに公表されている数値を記載することとし、届出の1年以内での数値を記載すること。」とされております。ふじのくにねっとにおける最新の数値についてはHP (<https://www.fujinokuni-net.jp/about/>) を御確認ください。

／ 当院は ／

ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル

ふじのくにねっと

F U J I N O K U N I N E T

に参加しています!

Q 「ふじのくにねっと」ってなあに?

A 診療所や保険薬局と病院などを繋ぐ情報ネットワークシステムです。



病院などのあなたの検査結果や診療内容を見ながら、診療に役立てたり、必要に応じて他の専門医療関連機関と連携した診療ができます。

詳しくは **受付窓口** にお問い合わせください。

情報開示施設

21施設

- | | |
|------------------|--------------|
| 磐田市立総合病院 | 島田市立総合医療センター |
| 市立御前崎総合病院 | 下田メディカルセンター |
| 中東遠総合医療センター | 公立森町病院 |
| 伊豆今井浜病院 | 川根本町いやしの里診療所 |
| 菊川市立総合病院 | 藤枝市立総合病院 |
| 医療法人社団アール・アンド・オー | 富士市立中央病院 |
| 静岡県立こころの医療センター | 榛原総合病院 |
| 静岡県立こども病院 | 焼津市立総合病院 |
| 静岡県立総合病院 | 清水さくら病院 |
| 静岡市立静岡病院 | 静岡赤十字病院 |
| 静岡済生会総合病院 | |

各医療機関で
作成ください

情報参照施設

登録患者数

110施設

参照施設数内訳

病院	18
診療所	67
薬局	23
訪問看護ステーション	1
介護施設	1
合計	110

ふじのくにねっとには、

76,100人

の患者さまが登録されています。
(令和8年4月時点)

電子的診療情報連携体制整備加算及び電子的歯科診療情報連携体制整備加算（初・再診料）の施設基準に係る届出書添付書類

項目	記入欄
1. 届出区分（該当区分に○をつけること）	
ア 電子的診療情報連携体制整備加算	加算 1 ・ 加算 2 ・ 加算 3
イ 電子的歯科診療情報連携体制整備加算	加算 1 ・ 加算 2
2. 診療体制等の要件 (該当するすべての□に「✓」を記入すること。)	<input type="checkbox"/> 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っている
	<input type="checkbox"/> 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付している
	<input type="checkbox"/> 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認（以下オンライン資格確認）を行う体制が整備されている
	<input type="checkbox"/> 医療 D X 推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している
	<input type="checkbox"/> 医療 D X 推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている
	<input type="checkbox"/> 診療報酬明細書の無料交付について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している <input type="checkbox"/> 診療報酬明細書の無料交付についてのウェブサイトへの掲載を行っている
3. 電子処方箋に係る要件 (該当するすべての□に「✓」を記入すること。)	<input type="checkbox"/> 「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制が整備されている
4. 電子カルテに係る要件 (該当するすべての□に「✓」を記入すること。)	<input type="checkbox"/> 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制が整備されている
	<input type="checkbox"/> 電子処方箋サービスとの接続インターフェースを有している
	<input type="checkbox"/> 電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有している
	<input type="checkbox"/> 厚生労働省が認証する電子カルテ製品である
5. 電子カルテ情報共有サービス等に係る要件	
ア 国等が提供する電子カルテ情報共有サービス (該当する場合、□に「✓」を記入すること。)	<input type="checkbox"/> 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制が整備されている
イ 地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワーク	
ネットワーク名	ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル (ふじのくにねっと)
ネットワークを運営する事務局名	ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル協議会 (ふじのくにねっと事務局)
ネットワークを運営する事務局所在地	静岡市葵区北安東 4 丁目 2 7-1
登録患者数	76,100 人 (4/20 時点)
年間新規登録患者数	
年間新規登録患者数 開始年月 (和暦で記載すること)	
年間新規登録患者数 終了年月 (和暦で記載すること)	
ネットワークの運営主体による連携医療機関及び登録患者数のウェブサイトでの公表	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
ウ 診療情報提供料 (I) の検査・画像情報提供加算又は電子的診療情報評価料の施設基準の届出	有 ・ 無
エ ネットワークに係る掲示事項 (該当する場合、□に「✓」を記入すること。)	<input type="checkbox"/> ネットワークへの参加及び共有実績のある保険医療機関の名称について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している

記載不要

[記載上の注意]

- 「2」のウェブサイトへの掲示については、自
ではないこと。
- 「3」から「5」までは、電子的診療情報連携
加算 1 を算定する場合に記載すること。

ウ・エについては、各医療機関様において充足していただく要件とな
ります。
なお、エにおける「共有実績のある保険医療機関の名称」の範囲につきま
は、FAQ 5 をご確認ください。

検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
の施設基準に係る届出書添付書類

1	届出を行う点数	検査・画像情報提供加算 電子的診療情報評価料 (該当するものを○で囲むこと)
2	【開示施設】 チャンネル・セキュリティ：IPsec-VPN (IPsec-IKE) オブジェクト・セキュリティ：DB の暗号化 (情報の内容へのセキュリティとして) ※ただし、検索に使用するキー項目は暗号化対象外	
3	【参照施設】 チャンネル・セキュリティ：IPsec-VPN (IPsec-IKE) オブジェクト・セキュリティ：SSL/TLS	
4	DB の暗号化 (情報の内容へのセキュリティとして) ※ただし、検索に使用するキー項目は暗号化対象外	
	信・共有の方法	(実施するものを全てを○で囲むこと)
5	ネットワーク名	ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル (ふじのくにねっと)
6	ネットワークに所属する医療機関名	以下に5つの医療機関名を記載。ネットワーク内の医療機関数が5つに満たない場合は、所属する全医療機関名を記載する。 イ) ふじのくにねっと HP における参加施設一覧を参考に ロ) ご記入ください。 ハ) ニ) ホ)
7	ネットワークを運営する事務局	事務局名 : ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル協議会 事務局所在地 : 静岡市葵区北安東4丁目27-1
8	安全な通信環境の確保状況	チャンネル・セキュリティ : オブジェクト・セキュリティ : 上部の赤枠内を参照してください
9	個人単位の情報の閲覧権限の管理体制	有・無 (該当するものを○で囲むこと)
10	ストレージ	有・無 (該当するものを○で囲むこと)
		(「有」の場合) 厚生労働省標準規格に基づくストレージ機能 有・無 (該当するものを○で囲むこと)

※PKI：厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす医療医療福祉分野の公開鍵基盤 (PKI：Healthcare Public Key Infrastructure)

※ネットワーク：他の医療機関等と連携し、患者の医療情報に関する電子的な送受信又は閲覧が可能なネットワーク

[記載上の注意]

表の8は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(平成25年10月)の「外部と個人情報を含む医療情報を交換する場合の安全管理」に規定するチャンネル・セキュリティ及びオブジェクト・セキュリティについて、保険医療機関内でどのような環境を確保しているかを明示する。

例 チャンネル・セキュリティ：専用線、公衆網、IP-VPN、IPsec-IKE 等
オブジェクト・セキュリティ：SSL/TLS 等